

災害時に備えたストーマ装具の保管について

(奥州市災害時ストーマ装具保管事業)

災害時に、自宅のストーマ装具が使えなくなる事態や、供給に支障が生じるなどの事態に備え、個人が使用しているストーマ装具を市でお預かりし、必要な時にお返しいたします。(令和7年1月から開始)

1 対象者 奥州市在住で、ストーマ装具を使用されている方

2 保管場所 奥州市役所(本庁)2階 福祉部 福祉課
江刺総合支所健康福祉グループ
前沢総合支所市民福祉グループ
胆沢総合支所健康福祉グループ(健康増進プラザ悠悠館)
衣川総合支所市民福祉グループ

3 利用料 無料

4 保管する物品

- ・ストーマ装具(消化器系・尿路系)
- ・アクセサリー(テープ、リムーバー、洗浄剤など)、
- ・消耗品(ゴミ袋、手袋など)

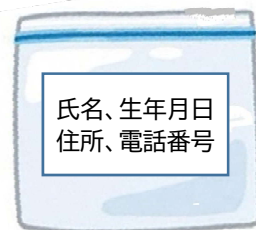
※保管する量は2週間分を目安にしてください。

5 準備していただきたいもの

ポーチ、かばん、袋など、口を閉じることができるものに保管するストーマ装具を入れ、使用する方の氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号が分かるように表示してください。(ラベルを貼る、名札をつけるなど)

※ポーチ等のサイズは、縦 30cm・横 30cm 以内

※ポーチ等は各個人で準備してください



6 保管期間 保管開始日から1年間 (途中で入替えした場合は、入替日から1年間)

※保管期間の終了のお知らせはいたしません。

※1年を過ぎたストーマ装具等は、市の判断で処分することがありますので、ご了承ください。

7 保管手続き 本庁福祉部福祉課または各総合支所福祉担当グループ(胆沢総合支所においては悠悠館)の窓口に、保管する装具をポーチ等に入れてご持参ください。

申請書をご記入いただきます。(手続きはご家族等の代理でも可)

装具をポーチ等ごとお預かりし、保管証をお渡しします。

8 装具等の入れ替え

装具等の入れ替えは随時可能です。その都度、お申し出ください。

途中で入替えした場合は、保管期間は入替日から1年間になります。

9 災害時の使用について

使用者又はご家族等が、保管証(又は使用者本人が確認できるもの)を持参のうえ、申請した窓口
にストーマ装具を取りにお越しください。(事情により取りに行けない場合は電話等でご相談ください。)

【問い合わせ】

本庁 福祉部 福祉課 障がい者支援係 電話 0197-34-2325 FAX 0197-51-2737

江刺総合支所 健康福祉グループ 電話 0197-34-2521 FAX 0197-35-5120

前沢総合支所 市民福祉グループ 電話 0197-34-0277 FAX 0197-56-2171

胆沢総合支所 健康福祉グループ (健康増進プラザ悠悠館)

電話 0197-46-2977 FAX 0197-46-3105

衣川総合支所 市民福祉グループ 電話 0197-34-2372 FAX 0197-52-4142